2015年6月通常会議 意見書案に対する討論

2015年6月23日 岸本 典子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

意見書案第12号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について、

意見書案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、

意見書案第17号 集団的自衛権行使関連法案の撤回を求める意見書について、

意見書案第18号 農協法改正案の撤回を求める意見書について、

以上4件について賛成討論を行います。

まず、認知症への取り組みの充実強化を求める意見書についてです。

厚生労働省の調査によると、2012 年時点で認知症の高齢者は 462 万人とされ、軽度認知障害のある人も 400 万人いると推計されています。高齢者の 3 人から 4 人に 1 人は、認知症か軽度認知障害という状況です。ところが、現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症の対応の多くは専ら家族任せというのが実態です。

こうした中で、本年1月、政府は認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、介護者支援、認知症の人やその家族の視点の重視などを掲げた新オレンジプランを策定しました。しかし、本プランは従来のプランより目標数値を引き上げているなど、評価すべき点もある一方で、認知症患者を精神科に長期入院させる風潮が強まるのではないかと、世界の流れに逆行していることへの懸念も広がっています。

日本は世界に例を見ないほど精神科病床と長期入院患者が多く、1年以上が20万人を超え、精神科病院に入院している認知症患者は約5万3,000人に上り、うち約3万人は1年以上の長期にわたるとのことです。2000年代の早くから認知症の国家戦略を持って取り組みを強めてきた欧州諸国では、実践の積み重ねから、認知症は初期から適切なケアがあれば多くが在宅で暮らせると、住み慣れた地域で暮らせるよう早期診断、早期支援を土台に認知症にやさしい地域づくり、サービスの提供を目指しています。

本意見書でも、新オレンジプランについては、当事者や介護者の視点を入れた点検、評価も求めて おり、さらに国民的な議論と国民参加の認知症医療ケアに発展させることを求めて、本意見書に賛 成をします。

次に、農協法改正案の撤回を求める意見書についてです。

安倍首相は通常国会の施政方針演説で、強い農業をつくるために、農家の所得を増すために改革 が必要として、農協と農業委員会、農業生産法人の三つの改革を掲げました。

全国農業協同組合中央会、JA 全中を社団法人化し、地域農協への監査、指導、権限の撤廃など、 地域農協に自由裁量を与えれば農家の所得増につながると繰り返しますが、生産者米価の暴落や、 円安と消費税増税による生産資材、飼料の値上がりなどで瀬戸際に立たされている農業者に、どの ような筋道で所得増に至るのか、どう強い農業となるのかなど、こういった説明はなく、農業者から は不安の声も上がっています。 にもかかわらず、問答無用で改革を行おうとするのは、安倍首相が強調する、企業が一番活躍しやすい国づくりのために、これまで地域に定着していた農業生産、農地管理、販売、購買、信用、保険などを支えてきた農協を岩盤規制打破の突破口にして、営利企業の新たなビジネスチャンスとして提供すると同時に、農業改革が在日米国商工会議所の意見書の内容そのままであることからもわかるように、環太平洋連携協定、TPPに反対してきた JA 全中を力ずくで抑え込むためと言わざるを得ません。

また、農業委員会を改編し、農民による公選制から首長の任命制にするとされています。農業委員会は、農地の権利移動、転用などに許認可の権限を持つ行政委員会です。農地法では、企業が農地取得できる農業生産法人の要件緩和も盛り込まれていますが、地域の課題解決や産業廃棄物の不法投棄などを許さないためにも、委員の大半を農業従事者の選挙を行い、国や自治体に農民の意見を反映させる現行法を残すべきです。

こうした安倍政権の改革に対し、世界各国の農業、林業、労働者、保険、旅行などあらゆる分野の協同組合が加盟する世界最大の非政府組織、NGOである国際協同組合同盟・ICAは、農協が農業者や地域社会に提供してきた金融や食料などのサービスが縮小され、最終的には日本国民の経済にとって逆効果になると、このような指摘をしています。

今必要なことは、農協改革ではなく、家族経営を基本とした多様な農家、生産組織などが農産物の再生産を続け展望の持てる農政であり、国民が求める、安全な食料の安定供給と農村社会の維持発展を保障することです。

よって、本意見書への議員各位の賛同を呼びかけるものです。

次に、意見書案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、意見書案第17号 集団的自衛権行使関連法案の撤回を求める意見書について、この2件はまとめて討論します。

昨年7月1日の閣議決定の際、政府・与党は、「従来の憲法解釈と整合性を保ち、憲法上許される 自国防衛のための武力行使の限界を示した」とか、「個別的自衛権の範囲内だ」、また「集団的自衛権 に一部踏み込んだ」などの見解が示されました。しかし、日本が攻撃されていないのにもかかわら ず、他国のために日本の武力行使を認めるなど、政府の法案が憲法を乱暴に踏みにじる、違憲の戦争 法案であることがわずかな国会審議を通じて、日に日に明らかになっています。

安倍首相は、歴代政府の憲法解釈を変更する根拠として、「日本を取り巻く安全保障環境の根本的な変容」を上げていますが、具体的な説明は一切されておらず、安倍首相が繰り返す中東ホルムズ海峡の機雷封鎖も、「直ちに危険があるわけではない」と中谷防衛相が認めるなど、憲法解釈変更の根拠も既に破綻しています。

衆議院憲法審査会での自民党推薦を含む3人の憲法学者のみならず、多くの憲法学者や法律家、また元内閣法制局長らがそろって憲法違反と明言しているにもかかわらず、こうした批判にはまともに答えず、「憲法の範囲内にあるからこそ法律として提出している、正当性、合法性に完全に確信を持っている」と突っぱねたり、ついには「従来の憲法解釈に固執するのは政治家としての責任放棄だ」と答弁するなど、首相には平和主義だけではなく、立憲主義や国民主権の点でも憲法を守る姿勢はありません。

陸上自衛隊大津駐屯地があるこの大津市において、憲法の解釈を 180 度変え、後方支援は安全な場所で行うなどと、戦争現場では全く通用しない理屈で日本の若者を殺し殺される戦場に送る戦争

法案は撤回、廃案以外にないと考えるもので、意見書案第17号 集団的自衛権行使関連法案の撤回 を求める意見書について、議員諸氏の賛同を求めるものです。

また、慎重審議を求めるとした意見書案第 13 号についてですが、5 月に法案が国会提出されて以降、反対や、また慎重審議などを求める意見書を可決した地方議会は、この 15 日までに 30 道府県の 116 議会に達しています。

昨日の衆議院本会議で国会会期を95日間延長することが与党の賛成多数で決定しましたが、定められた会期の中で成立しなかった法案は廃案にするというのが、多数の横暴を抑える会期制の、本来の国会のルールであり、何が何でも強行するための大幅延長は行うべきではないと考えます。

自民党の谷垣幹事長は丁寧な議論と言いますが、安倍首相や担当閣僚の答弁によって、この間議論すればするほど破綻が露呈し、国民の理解が遠のいているのは各種世論調査からも明らかで、数の力で強引に戦争法案を押し通そうとする政府・与党に対しては、今国会での成立に反対をするという一致点で、本意見書についても賛成をし、以上4件についての賛成討論といたします。